第106期　中 間 決 算 公 告

平成22年12月24日

福島県郡山市中町19番1号
株式会社　大東銀行
取締役社長　鈴木　孝雄

中 間 貸 借 対 照 表

（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	68,530	預金	618,653
コールローン	5,352	借用金	1,910
金銭の信託	2,669	新株予約権付社債	2,100
有価証券	139,899	その他負債	6,848
貸出金	426,370	未払法人税等	35
外国為替	337	リース債務	348
その他資産	3,660	資産除去債務	7
有形固定資産	13,847	その他の負債	6,456
無形固定資産	1,229	賞与引当金	142
繰延税金資産	2,405	退職給付引当金	3,112
支払承諾見返	1,185	睡眠預金払戻損失引当金	159
貸倒引当金	△ 5,501	偶発損失引当金	180
		再評価に係る繰延税金負債	1,967
		支払承諾	1,185
		負債の部合計	636,260
		（純資産の部）	
		資本金	14,706
		資本剰余金	1,257
		資本準備金	1,257
		利益剰余金	8,247
		利益準備金	210
		その他利益剰余金	8,037
		別途積立金	7,000
		繰越利益剰余金	1,037
		自己株式	△ 37
		株主資本合計	24,173
		その他有価証券評価差額金	△ 2,363
		土地再評価差額金	1,917
		評価・換算差額等合計	△ 445
		純資産の部合計	23,727
資産の部合計	659,987	負債及び純資産の部合計	659,987

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中 間 損 益 計 算 書

（平成22年４月１日から
平成22年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		7,491
資金運用収益	5,661	
（うち貸出金利息）	（4,743）	
（うち有価証券利息配当金）	（881）	
役務取引等収益	1,067	
その他業務収益	601	
その他経常収益	161	
経常費用		6,973
資金調達費用	613	
（うち預金利息）	（576）	
役務取引等費用	525	
その他業務費用	89	
営業経費	4,483	
その他経常費用	1,261	
経常利益		518
特別利益		92
特別損失		25
税引前中間純利益		585
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	192	
法人税等合計		202
中間純利益		382

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　６年～50年

その他　　３年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,404百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

８．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は0百万円、税引前中間純利益は6百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は7百万円であります。

中間貸借対照表に関する注記

１．関係会社の株式総額496百万円

２．金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は1,332百万円、延滞債権額は16,833百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は128百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,939百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,233百万円であります。

なお、上記３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は6,347百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

８．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,848百万円であります。

９．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	12,039百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	5百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,637百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券23,843百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち、敷金は99百万円、保証金は42百万円であります。

10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は27,549百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が27,149百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　5,646百万円

12．有形固定資産の減価償却累計額　12,600百万円

13．借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

14．新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。

15．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,158百万円であります。

16．１株当たりの純資産額　188円18銭

17．国内基準による単体自己資本比率　9.17％

中間損益計算書に関する注記

１．「その他経常費用」には、貸出金償却221百万円、貸倒引当金繰入額40百万円、株式等売却損227百万円及び株式等償却646百万円を含んでおります。

２．当中間期において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失（百万円）
福島県内	営業用資産	土地・建物	1

営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

３．１株当たり中間純利益金額　3円 3銭

４．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　2円70銭

有価証券に関する注記

中間貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

１．満期保有目的の債券（平成 22 年９月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	4,999	5,236	236
	社　債	4,990	5,231	240
	その他	500	503	3
	小　計	10,490	10,971	480
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	－	－	－
	社　債	300	268	△ 31
	その他	1,000	999	△ 0
	小　計	1,300	1,267	△ 32
合　計		11,790	12,239	448

２．子会社・子法人等株式（平成 22 年９月 30 日現在）

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	496

３．その他有価証券（平成 22 年９月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	454	378	75
	債　券	89,503	86,997	2,505
	国　債	36,802	35,826	975
	地方債	4,568	4,433	134
	社　債	48,132	46,737	1,395
	その他	10,241	10,100	141
	小　計	100,199	97,476	2,722
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	6,357	9,043	△2,686
	債　券	8,835	8,858	△　23
	国　債	3,999	3,999	△　0
	地方債	1,535	1,539	△　4
	社　債	3,301	3,319	△　18
	その他	11,586	12,882	△1,295
	小　計	26,779	30,784	△4,005
合　計		126,978	128,261	△1,283

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株　式	440
その他	193
合計	634

（＊1）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（＊2）当中間期において、非上場株式について 1 百万円減損処理を行っております。

４．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、645 百万円（うち株式 645 百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について中間期末日における時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合、また、下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	2,669	2,669	−	−	−

(注)「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,793百万円
退職給付引当金	1,235
減価償却費	133
有価証券償却	230
税務上の繰越欠損金	4,612
その他	2,494
繰延税金資産小計	12,499
評価性引当額	△ 9,015
繰延税金資産合計	3,484
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,078
繰延税金負債合計	△ 1,078
繰延税金資産の純額	2,405百万円

中間連結貸借対照表

（平成22年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	68,530	預金	618,414
コールローン及び買入手形	5,352	借用金	1,910
金銭の信託	2,669	新株予約権付社債	2,100
有価証券	139,585	その他負債	7,619
貸出金	426,474	賞与引当金	146
外国為替	337	退職給付引当金	3,121
ﾘｰｽ債権及びﾘｰｽ投資資産	1,340	利息返還損失引当金	43
その他資産	4,890	睡眠預金払戻損失引当金	159
有形固定資産	14,081	偶発損失引当金	180
無形固定資産	1,273	繰延税金負債	42
繰延税金資産	2,549	再評価に係る繰延税金負債	1,967
支払承諾見返	7,556	支払承諾	7,556
貸倒引当金	△ 6,669	負債の部合計	643,260
		（純資産の部）	
		資本金	14,706
		資本剰余金	1,257
		利益剰余金	8,736
		自己株式	△ 77
		株主資本合計	24,623
		その他有価証券評価差額金	△ 2,298
		土地再評価差額金	1,917
		評価・換算差額等合計	△ 380
		少数株主持分	467
		純資産の部合計	24,709
資産の部合計	667,970	負債及び純資産の部合計	667,970

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結損益計算書

（平成22年４月１日から
平成22年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		8,065
資金運用収益	5,735	
（うち貸出金利息）	（4,817）	
（うち有価証券利息配当金）	（882）	
役務取引等収益	1,180	
その他業務収益	967	
その他経常収益	181	
経常費用		7,422
資金調達費用	613	
（うち預金利息）	（576）	
役務取引等費用	474	
その他業務費用	386	
営業経費	4,663	
その他経常費用	1,284	
経常利益		643
特別利益		92
償却債権取立益	92	
特別損失		25
固定資産処分損	12	
減損損失	1	
その他の特別損失	11	
税金等調整前中間純利益		710
法人税、住民税及び事業税	20	
法人税等調整額	213	
法人税等合計		233
少数株主損益調整前中間純利益		476
少数株主利益		38
中間純利益		437

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　２社

株式会社大東クレジットサービス

株式会社大東リース

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

３．連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。

４．開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

５．会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　６年～50年

その他　　３年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,404百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。なお、連結される子会社及び子法人等は、外貨建資産・負債を保有しておりません。

(12) リース取引の処理方法

（借手）

該当ございません。

（貸手）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号平成 19 年３月 30 日）第 81 項に基づき、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の総額をリース期間内の各期に定額で配分する方法によっております。なお、同適用指針第 80 項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は 6 百万円増加しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

（イ）金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

（ロ）為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年３月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年３月 31 日）を適用しております。

これにより、経常利益は 0 百万円、税金等調整前中間純利益は 6 百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は 7 百万円であります。

表示方法の変更

（中間連結損益計算書関係）

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 41 号平成 22 年 9 月 21 日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

中間連結貸借対照表に関する注記

１．金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

２．貸出金のうち、破綻先債権額は 1,444 百万円、延滞債権額は 17,571 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は 128 百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,983 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 22,127 百万円であります。

なお、上記２.から５.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は 6,347 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を 6,048 百万円継続保有し貸出金に計上しております。

7．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,848 百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	12,039 百万円
その他資産	5 百万円
現金預け金	5 百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,637 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 23,843 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち、敷金は 99 百万円、保証金は 42 百万円であります。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 33,997 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 33,597 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10．土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和 44 年法律第 49 号)第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　5,646 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　12,676 百万円
12. 借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
13. 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 1,158 百万円であります。
15. １株当たりの純資産額　192 円 51 銭
16. 国内基準による連結自己資本比率　9.43％

中間連結損益計算書に関する注記

１．「その他経常費用」には、貸出金償却 226 百万円、貸倒引当金繰入額 47 百万円、株式等売却損 227 百万円及び株式等償却 646 百万円を含んでおります。

２．当中間連結会計期間において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 1 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失（百万円）
福島県内	営業用資産	土地・建物	1

営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

３．その他の特別損失には、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額が６百万円含まれております。

４．１株当たり中間純利益金額　３円 48 銭

５．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　３円９銭

金融商品に関する注記

金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年９月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、外国為替、借用金、新株予約権付社債、支払承諾及び支払承諾見返については、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいことから記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	68,530	67,849	△ 680
(2) コールローン及び買入手形	5,352	5,352	—
(3) 金銭の信託	2,669	2,669	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	11,790	12,239	448
その他有価証券	127,159	127,159	—
(5) 貸出金	426,474		
貸倒引当金（＊１）	△ 6,142		
	420,331	428,397	8,066
資産計	635,834	643,668	7,833
(1) 預金	618,414	620,146	1,731
負債計	618,414	620,146	1,731
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注１)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、仕組預け金以外の預け金は、元利金の将来キャッシュ・フローに預け先の信用リスク要因を反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。仕組預け金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は、契約上満期のない商品と同様の性格を有していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスクを反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は962百万円増加、「繰延税金資産」は224百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は737百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券に関する注記」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスク等に基づくリスク要因を反映させて、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。仕組貸出金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を貸倒引当金として計上しております。よって、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引であり、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(＊１)(＊２)	441
②組合出資金(＊３)	193
合 計	634

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当中間連結会計期間において、非上場株式について１百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

有価証券に関する注記

中間連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

１．満期保有目的の債券（平成 22 年９月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	4,999	5,236	236
	社　債	4,990	5,231	240
	その他	500	503	3
	小　計	10,490	10,971	480
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	—	—	—
	社　債	300	268	△ 31
	その他	1,000	999	△ 0
	小　計	1,300	1,267	△ 32
合　計		11,790	12,239	448

２．その他有価証券（平成 22 年９月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	635	412	223
	債　券	89,503	86,997	2,505
	国　債	36,802	35,826	975
	地方債	4,568	4,433	134
	社　債	48,132	46,737	1,395
	その他	10,241	10,100	141
	小　計	100,380	97,510	2,870
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	6,357	9,043	△2,686
	債　券	8,835	8,858	△ 23
	国　債	3,999	3,999	△ 0
	地方債	1,535	1,539	△ 4
	社　債	3,301	3,319	△ 18
	その他	11,586	12,882	△1,295
	小　計	26,779	30,784	△4,005
合　計		127,159	128,295	△1,135

３．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、645 百万円（うち株式 645 百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合、また、下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 22 年９月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	2,669	2,669	－	－	－

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。